

奈良県リサイクル認定製品の審査について

1. 奈良県リサイクル製品認定制度について

- ・循環資源を利用し製造加工されるリサイクル製品のうち、循環資源の適正な循環的な利用の促進及び環境への負荷の低減に資するものを「奈良県リサイクル認定製品」として、奈良県知事が認定するもの。
- ・平成15年度に創設し、令和4年3月末日現在で、168製品の奈良県リサイクル認定製品がある。認定の有効期間は、知事が認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日まで。
- ・知事は、認定をする場合においては、「奈良県循環型社会推進協議会」の意見を聞くものとする。(奈良県リサイクル製品利用促進要綱第3条第4項)

2. 認定対象製品

以下に掲げる要件にすべて適合するもの。

- (1) 主として、県内で発生する循環資源を利用し製造加工されること。
- (2) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業所において製造加工されること。
- (3) 認定の申請時において既に販売されており、又は申請から6ヶ月以内に販売されることが確実であること。
- (4) その製品の普及が奈良県の循環資源の循環的な利用の促進に効果を有すると認められること。
- (5) 奈良県リサイクル認定製品品質基準に適合していること。
- (6) その他、その製品の製造に必要な法令に違反していないこと。

3. 令和4年度奈良県リサイクル製品の申請

新規2製品、更新59製品